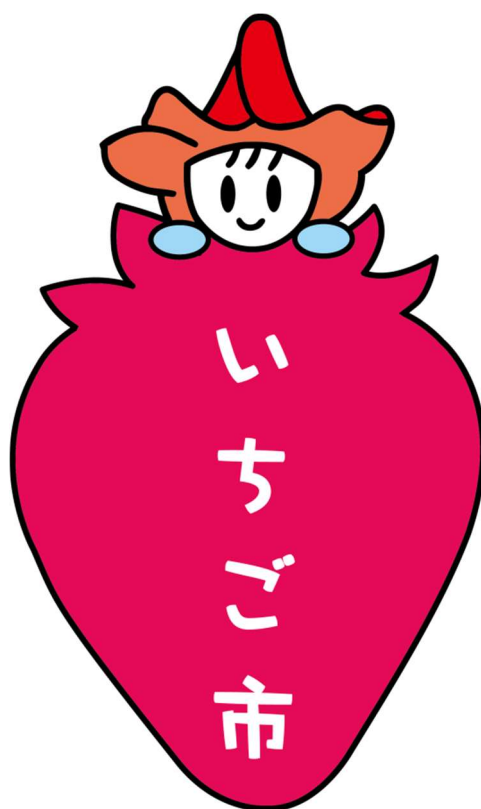


第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画

見直し版

(2019～2028)

～お互いの人権を認め合い豊かで安心して暮らせる
「笑顔あふれるやさしいまち」のために～



鹿 沼 市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれています。20世紀、人類は2度にわたり世界大戦を経験しました。多くの尊い生命を奪い、悲劇と破壊をもたらした2つの大戦への反省から、第二次大戦後、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まりました。

「人権」とは、すべての人々がその生命と自由を確保し、幸福を追求する権利のことで、人間が人間らしく生きるため、誰もが生まれながらに持っている、とても身近で大切なもの、そしてお互いを思いやる心によって守られる権利です。

近年では、平成27年（2015年）に国連サミットで、「誰一人取り残さない」社会を目指す国際的な目標としてSDGsが採択されました。その中で、「ジェンダー平等の実現」や「人や国の不平等をなくす」などが含まれており、人権問題の解決は、SDGsの目標達成には不可欠となっています。

鹿沼市においては、国や県の人権施策の趣旨に基づき、平成19年（2007年）3月に「鹿沼市人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。翌20年（2008年）4月には「鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を定め、その方針に基づき「鹿沼市人権啓発推進総合計画」を策定し、平成30年度（2018年度）までの10年間にわたり人権施策を展開してまいりました。現在は、平成31年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの計画として策定した「第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画」を基に、様々な取り組みを実施しています。

しかし、配偶者への暴力、児童・高齢者への虐待、インターネットやSNSを悪用した個人の尊厳を踏みにじる人権侵害などが後を絶えず、計画策定後の令和2年（2020年）には新型コロナウイルス感染者に対する新たな人権侵害が発生しました。

このような時代の変化を踏まえ、人権問題解決のさらなる促進を図るため、「第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画」の見直しを図り修正いたしました。

市の花「さつき」は、一本の樹に色や柄、あるいは形の違う花が同時に咲くという珍しいもので、本市の特産品でもあります。この一本の樹を地球に例えれば、そこに咲く花々は幾種もの民族のように存在感があり、その美しさは一輪一輪の尊さを感じさせてくれます。一人一人が「さつき」を愛できるように、世界中の人々が自分と違いを持ったすべての人を尊重し愛することができたら、差別や偏見はなくなってくれるものと信じています。

今後も「笑顔あふれるやさしいまち」を目指し、「多様性を認め合い誰もが個性や能力を発揮できる社会」を鹿沼から世界へ広げられるよう、施策を展開してまいりますので、市民の皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました鹿沼市人権施策推進審議会委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました多くの方々に心から感謝を申し上げます。

令和6年（2024年）3月
鹿沼市長 佐藤 信



目次

第1章 基本的な考え方

計画の見直しの趣旨	1
1 計画策定の背景	1
(1) 国際的な潮流	1
(2) 国及び県の動向	2
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の基本理念	4
4 計画の位置づけ	5
5 計画の期間及び見直し	6

第2章 人権問題の現状と課題・施策の方向

1 女性（男女の人権）	7
2 子ども	9
3 高齢者	11
4 障がいのある人	13
5 部落差別（同和問題）	15
6 外国人	17
7 感染者・患者等	19
8 インターネット等による人権侵害	21
9 災害に伴う人権問題	22
10 性的マイノリティ（性的少数者）の人権	23
11 その他の人権問題	24

第3章 人権教育・人権啓発の推進

1 多様な機会の提供	28
(1) 就学前	28
(2) 学校等	28
(3) 家庭	29
(4) 地域社会	30
(5) 企業・職場	30
2 特定職業従事者に対する人権教育・人権啓発の推進	31
(1) 市職員	31
(2) 教職員・社会教育関係者	32
(3) 医療・保健・福祉関係者	32
(4) 消防職員	32
(5) マスメディア関係者	33

第4章 相談・支援体制の充実

第5章 計画の推進

参考資料 目次

参考資料及び用語解説（人権相談窓口：資料-39）

【本文中、※印付の用語（最初に出てきた個所のみ）については解説を掲載しています。】

巻末

第1章 基本的な考え方

計画の見直しの趣旨

人権を取り巻く状況を見ると、我が国では、平成28年（2016年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の「人権三法」といわれる、差別を解消することを目的とした法律が施行されるなど人権に関する法整備が進み、鹿沼市においても、これからの10年を見据え、平成31年（2019年）3月に「第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画」として新たなスタートを切りました。

計画策定後には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染者や医療従事者、その家族等への偏見や差別、心無い誹謗中傷などが社会問題となったほか、児童虐待やインターネット上の人権侵害等が深刻化しており、性的マイノリティに対する理解促進や、職場におけるハラスメントなどの働く人の人権問題等についても社会的関心が高まっています。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会、G7広島サミットの開催等により、社会全体で人権問題に取り組もうとする気運が高まっています。

今回の見直しは、現代社会において誰もが持っている人間らしく生きる権利について理解を深め、多様性を認め合い誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現が一層求められていること、10年計画の中間見直しであることから、前半5年間の人権を取り巻く状況の大きな変化や令和5（2023）年度に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、新たな人権課題の追加や従来の人権課題の変更等を行います。

1 計画策定の背景

（1）国際的な潮流

国際社会は国際平和やあらゆる国家間の友好関係の発展とともに、人権と基本的自由を奨励するための国際協力を願って昭和20年（1945年）に国際連合を設立しました。

昭和23年（1948年）、国連が採択した「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」にはじまる人権の

原則を定めた「※世界人権宣言」により、国際社会は、「人類は人権問題が各国ごとの国内問題から国際社会全体に関わる重要な問題である」との共通認識を持ちました。

その後、この宣言を実効あるものとするため、人権保障のための国際的基準となる「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約が昭和 41 年（1966 年）の国連総会で採択されました。

さらに、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」（1965 年）、「女子に対する差別の撤廃に関する条約」（1979 年）、「児童の権利に関する条約」（1989 年）など、個別の人権保障のための条約が批准されるなど、人権に取り組む機運が高まりました。

平成 5 年（1993 年）には、世界人権宣言採択 45 周年を機に、これまでの人権活動を検証し、現在直面している問題、今進むべき方向を協議することを目的として、ウィーンにおいて「世界人権会議」が開催され、女性、子ども、少数者等の人権擁護を強調し、人権の普遍性、非選択性、相互依存及び平等を再確認した「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。これを受けて、平成 7 年から平成 16 年（1995 年～2004 年）までを「※人権教育のための国連 10 年」と定め、世界各国は人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むようになりました。平成 17 年（2005 年）には、※人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取り組みを定義とした「人権教育のための世界計画」が開始され、平成 23 年（2011 年）には、「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されるなど、21 世紀を人権の世紀とするための取り組みが行われています。

平成 27 年（2015 年）には、世界中の課題を整理し解決方法を考え、2030 年までに達成すべき具体的な 17 の目標を「SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」として国連総会において採択されました。目標には「ジェンダー平等の実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」「平和と公正をすべての人に」など、人権が大きく関係する目標が含まれています。

（２）国及び県の動向

我が国では、昭和 22 年（1947 年）5 月に「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」を三大原理とする日本国憲法が施行されました。

その後、憲法の保障する基本的人権の確立と擁護を図るための各種法律が制定されるとともに、各種の施策が実施されてきました。

平成 6 年（1994 年）、国連において、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004

年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議の採択を受けて、平成9年(1997年)7月に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。この行動計画は、「人権という普遍的文化」の構築を目的に、人権教育を推進するに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人たちに対する取り組みを強化することを明記し、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別(同和問題)、外国人、*HIV感染者・*ハンセン病患者、インターネットによる人権侵害などの重要課題に積極的に取り組むこととしました。さらに、人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備し、もって人権を擁護するための「人権擁護施策推進法」が平成9年(1997年)3月から5年間の時限立法として施行されました。同法に基づき法務省「人権擁護推進審議会」が設置され、人権擁護を推進するための諮問が課せられ、平成11年(1999年)に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」として答申が出されました。この答申では、「我が国の人権状況は、同和問題など様々な人権問題がある。」として、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を推進する責務を負う国や地方公共団体、学校等の各実施主体が相互に連携して人権教育・啓発を推進していくことが重要である。」と提言しています。これを受け、平成12年(2000年)12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布施行され、人権尊重の社会の実現に向けた行政の果たす役割がますます重要になりました。

その後、国では様々な立場にある人の人権を具体的に保障するために、平成28年(2016)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。))12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、「部落差別解消推進法」という。を相次いで施行するなど、分野別の法整備や人権尊重の取組が進められています。

栃木県では、平成13年(2001年)3月に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」等で示された基本的な考え方の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、家庭、学校、地域社会、職域など様々な場を通じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを基本理念とする「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」を策定しました。平成15年(2003年)4月には、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」が、平成18年(2006年)3月には「栃木県人権施策推進基本計画」が策定され、平成28年(2016年)3月には、前計画の成果と課題を踏まえた、新たな「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」が策定されました。

2 計画策定の趣旨

本市では、国や県の計画等の趣旨に基づき、また、現実社会における様々な人権問題に対応するため、平成19年（2007年）3月、「鹿沼市人権尊重の社会づくり条例」を策定しました。これを基本理念として翌年4月に「鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を定め、平成21年（2009年）3月、「鹿沼市人権啓発推進総合計画」を策定し、すべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現をめざすため、様々な人権教育及び人権啓発に取り組んでまいりました。

こうした取り組みにより、市民の人権問題への関心は維持され、人権に対する正しい理解や認識の深まりなど、着実にその成果は得られていますが、過去からの市政に関する世論調査の結果を見ますと、身近な人権侵害の経験の有無や、解決を望む人権問題の項目などは、依然として同じような傾向を呈しており、今なお、女性や、子ども、高齢者、障がいのある人などに係る様々な人権問題が存在しております。また、国内を見渡しますと、インターネットによる人権侵害や、自然災害に由来する人権侵害等、新たな問題も発生しているのも事実です。

これら多くの問題を解消するためには、世代等に合わせた人権教育や人権啓発、更には人権相談や支援に関し積極的に取り組む必要があります。

鹿沼市人権尊重の社会づくり条例の目的である、すべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現を目指し、市民同士がお互いの人権を認め合うことによって、豊かで安心して暮らせる明るい未来のために、本計画を策定します。

3 計画の基本理念

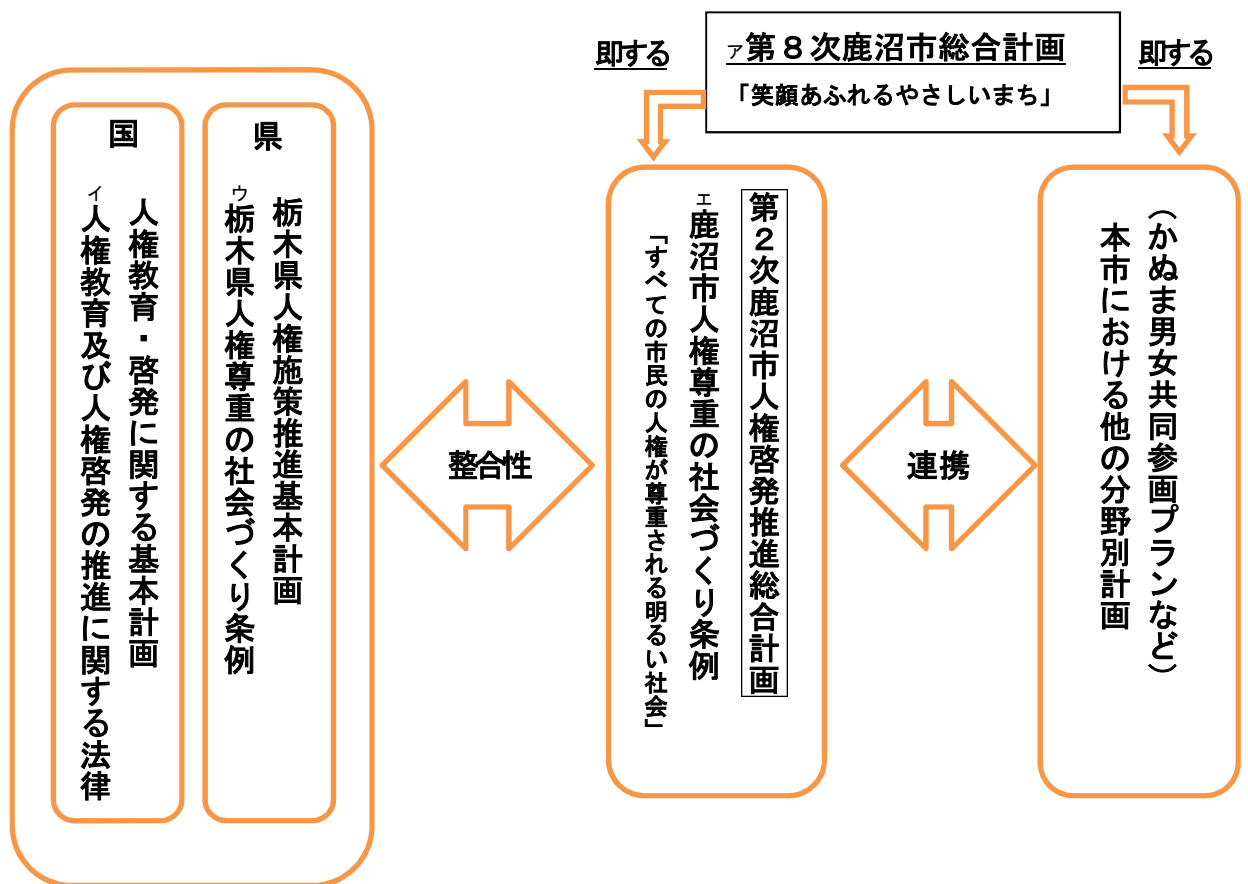
一人ひとりの人権が尊重され、誰もが幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会を実現していくためには、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、一人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、人権を相互に尊重し合うことが大切です。

本市の人権尊重の社会づくりに関する基本理念は、第8次鹿沼市総合計画および鹿沼市人権尊重の社会づくり条例の前文を踏まえた「笑顔あふれるやさしいまち」「すべての市民の人権が尊重される明るい社会」の実現を目指すことです。

4 計画の位置づけ

この計画は、国や県の条例や基本計画などとの整合を取りながら、本市におけるまちづくりの指針であるア第 8 次鹿沼市総合計画に即し、「人権啓発事業の推進」を図るための方向性などを定めるためのものと位置づけられるものです。

策定に当たっては、他の分野別の計画等と連携し、人権尊重の意識高揚を図ることとしています。



イ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多彩な機会の提供、効果的な手段の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

ウ 栃木県人権尊重の社会づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

エ 鹿沼市人権尊重の社会づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりのための施策の基本となる事項を定めることにより、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

5 計画の期間及び見直し

計画の期間は、初年度を2019年度（平成31年度）とし、目標年度を2028年度とする10年間とします。

なお、国や県の取り組みや社会情勢の変化を見極め、必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、本計画による方向性に沿った具体的な諸事業については、毎年策定する「第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画実施プラン」の中で、鹿沼市人権施策推進審議会からの意見等を反映して策定、展開するものとします。



第2章 人権問題の現状と課題・施策の方向

1 女性の人権（男女の人権）



（1）現状と課題

女性の地位向上と男女平等を目指した国際社会の取り組みは1975年の国際婦人年を契機に大きく展開されてきました。これ以降、「国内行動計画」の策定や「女子差別撤廃条約」の批准、「男女雇用機会均等法」、「※男女共同参画社会基本法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「※DV防止法」という。）の施行など各種法律や制度の整備が図られてきました。また、平成28年（2016年）4月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）10年間の時限立法」が施行され、さらに令和6年4月1日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることで、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に向けた環境整備は大きく前進しています。

本市においても、婦人の地位向上を目指し、昭和58年（1983年）の教育委員会に婦人青少年係を設置し、平成13年（2001年）には、市全体として施策に取り組むため、市長部局に移管しました。平成18年（2006年）10月には「鹿沼市男女共同参画推進条例」を施行し、その理念に基づき平成19年（2007年）3月に第4期計画となる「かぬま男女共同参画プラン」を策定しました。更に、平成24年（2012年）3月4日には、性別にも世代にも人種にもとられることなく、対等な個人として互いを認め、責任を分かち合い、協力し、男女の別なくあらゆる分野で個性と能力を発揮できる鹿沼市をつくる決意をもって、県内4番目の「男女共同参画都市」となることを宣言するとともに、同年に「かぬま男女共同参画プラン2012」を、平成29年（2017年）3月には「かぬま男女共同参画プラン2017」を、令和4年（2022年）には「かぬま男女共同参画プラン2022」を策定し、さまざまな事業に取り組んできました。

しかし依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的扱いや、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮ができる

機会は、とても十分とはいえない状況にあることから、今後さらに、男女共同参画社会のための事業展開を図っていく必要があります。

また、DV防止法やストーカー規制法においては、その施行後において幾度かの改正がなされ、改正法の趣旨に基づき、被害者に最も近い地方公共団体が、積極的に取り組むことが望まれます。

さらに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律においては、支援が必要な女性の福祉の増進を図るため、ニーズに応じた最適な支援を受けられるようにすることが必要であり、地方公共団体が、対象女性の発見、相談、心身の健康の回復、また、自立して生活するための援助等、多様な支援を包括的に提供し、関係機関や民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施できるような体制整備が求められています。

このため、男女共同参画社会の推進の基盤となる人権意識を高め、SDGsのゴールの一つであるジェンダー平等への取組を促進するとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶、性の多様性への対応、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を図ることが重要です。

(2) 施策の方向

- ① 学校、家庭、職場、地域社会等のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担を見直し、男女平等の意識の醸成を図れるよう教育、啓発に努めます。
- ② 「男らしさ・女らしさ」といった社会的、文化的に作られた性差意識にとらわれない男女平等の理念のもと、お互いを尊重する社会の確立に努めます。
- ③ 女性の声を政策・方針決定の場や社会活動に積極的に反映させるために、女性の人材育成と各種審議会等への登用を促進します。
- ④ 男女ともに健康で働きやすい労働環境づくりを促進します。また、関係機関と連携を図りながら、企業に対する啓発を推進し、働く場における男女平等の実現に努めます。
- ⑤ 女性の人権を確立し、男女共同参画を推進していくために、あらゆる機会を捉え、女性の権利に係る法律や「女子差別撤廃条約」の趣旨や理念及び内容の普及・啓発に努めます。
- ⑥ 女性に対する暴力や※セクハラを防止するため、企業等へ働きかけるなど、啓発活動に努めます。
- ⑦ 女性の身体的特性が尊重されるよう、母性保護に対する正しい知識と理解を深めるため、学習機会の提供に努めると共に、学校等における低学年からの性に関する指導を通し、性の尊厳についての理解を深める教育を推

進めます。

- ⑧ DVが重大な人権侵害であるという認識を深めると共に、それを許さない社会の実現を目指し、各種講演会や広報紙・パンフレットなどを活用した啓発に努めます。
- ⑨ 市の女性相談や県、警察など身近な相談機関や体制があることを市民に広く周知し、DV被害の防止や被害の拡大防止を図ります。
- ⑩ DV被害者の安全確保と自立に向けての支援のため、市関係部局、県、警察、各関係機関等との連携を図ります。
- ⑪ DVに関する相談や自立に向けた継続支援ができるような組織や支援体制の整備に努めます。

2 子ども



(1) 現状と課題

平成6年（1994年）に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、子どもを一人の人間として「生存の権利・発達の権利・保護を受ける権利・参加の権利」を保障し、家庭や社会生活のあらゆる分野で、子どもの最善の利益が優先されるよう社会全体が努力することとしています。

しかし、今日の社会意識として、少子化、核家族化、共働きなどの現状は常識であるかのように進展し、結果、子どもたちを取り巻く環境も過去に比べ大きく変化してきているのもまた事実であると言えます。

少子化の進行は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらし、核家族化の進行は、家庭の子育て力の低下をもたらす要因の一つと考えられます。特に近年、地域における住民同士の交流やふれあいが少なくなり、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

社会が物質的に豊かになる一方、他人への温かい思いやりや人間関係が希薄となったり、自然や人間を大切にすることが欠如したり、自分で主体的に考えることが少なくなるなどの内面的なひずみも生じています。

こうした状況の中で学校においては不登校やいじめが依然として問題になっており、インターネット・スマートフォン等による有害情報の氾濫、出会い系サイトを介した児童買春・児童ポルノなど児童の性に関する事件も後を絶たず、子どもを取り巻く状況はますます厳しくなっています。

また、家庭においては、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）が問題となっています。

ヤングケアラーは、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、勉強

や友人等のコミュニケーションに十分な時間が取れない、相談できる人が周囲におらず孤独を感じているなど様々な悩みを抱えていり場合があります。

これらを解決するためには教育機関をはじめ社会全体が子どもを育てる意識改革に取り組まなければなりません。

国における、児童虐待等、子どもの健全育成上重大な問題に対する取組として、平成12年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の累次の改正を行ってきたことや、「民法等の一部を改正する法律」などにより、制度的な充実が図られてきました。特に、令和4年12月の民法等の一部を改正する法律において、懲戒権に関する規定の削除、及び、体罰等を禁止する規定が設けられるなど、児童虐待防止のための歯止めとなることが期待されます。

また、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育・生活・就労・経済的支援等の施策を推進することとされています。

しかし、この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は一貫して増加し、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題であるとし、児童福祉法等の改正が2年連続で行われ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化が図られました。平成28年5月に成立し、平成29年4月に全面施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、初めて子どもを権利の主体として法律に位置付けるなど、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるとされました。本市においても、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うための拠点として子育て世代包括支援センター「いちごっこかぬま」を平成29年4月に設置しました。さらに、平成29年5月に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」では、虐待を受けている子ども等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとする等、司法関係を強化する等の措置を講ずることとされました。

また、保育所等においては、保育所保育指針等に基づき、児童の最善の利益を考慮するよう啓発を行うとともに、「人権を大切にする心を育てる」保育を推進し、児童の心身の発達、家庭や地域の実情等に応じた保育に取り組んでいます。

本市においては、平成29年4月1日から、「※こども総合サポートセンター」（令和5年4月より「こども・家庭サポートセンター」に名称変更）を設置し、発達に支援が必要な子どもをはじめ、児童虐待や育児放棄、貧困、ひきこもり、不登校など、子どもに関する各種相談業務を集約し、「乳幼児期から就学期、

就労期」まで一貫した支援をワンストップでサポートすることで、「将来の鹿沼市を支える子どもたちを地域みんなで育てる」ことをテーマに事業を展開しています。今後、市全体でさらに検討を重ね、子どもたちの健やかな成長と健全な発達を目指す事業の推進や、子どもたちの権利を守るための事業の推進に取り組むことが必要です。

(2) 施策の方向

- ① 「子どもの権利条約」の趣旨や理念や内容の普及啓発に努めます。
- ② 子ども一人ひとりの不安や悩みを解消し、個性を大切にするため、教師等の子どもを見る眼を養うことに努めます。
- ③ いじめや暴力行為は、子どもの人権にかかわる重大な問題であることを認識し、研修を通じ教職員の資質の向上を図り、児童・生徒の指導体制を充実すると共に、学校、家庭、地域社会の連携を深め、体制強化を図ります。
- ④ 虐待や貧困などを早期に発見し、子どもや保護者への指導、支援が出来るよう、学校の相談活動の充実と関係機関との連携を強化し、保護、アフターケアに至るまでの総合的な支援を推進します。
- ⑤ 学校、家庭、地域社会等の全体で子育て支援をするため、啓発活動を推進し、子育てに関する市民の意識を醸成します。
- ⑥ 子育てについての悩みや不安軽減に対する施策として、相談や情報提供、交流機会の提供など、子育て支援の充実を図り、人材育成も視野に入れた取り組みに努めます。
- ⑦ ボランティア活動等の地域社会への参加活動など、様々な体験を通して人権尊重の精神と社会の一員としての役割の自覚を促すとともに、子どもの健全育成に努めます。
- ⑧ 保育園、幼稚園、認定こども園等においても、人権を大切にする心を育てる保育、教育に努めます。
- ⑨ 児童虐待の禁止や、虐待が子どもに及ぼす影響など、広報、啓発活動を推進します。
- ⑩ 子どもの貧困対策として、本市の状況に応じた施策を検討し、貧困の世代間連鎖の防止に努めます。
- ⑪ ヤングケアラーに関する周知啓発、及び、早期発見・把握に努め、支援策を推進します。

3 高齢者



(1) 現状と課題

国連は、昭和 57 年（1982 年）に「※高齢化に関する国際行動計画」を採択、平成 13 年（2002 年）には、「高齢化に関するマドリッド国際行動計画」として「高齢者と開発」、「高齢に到るまでの健康と福祉の増進」、「望ましい、支援できる環境の整備」という優先すべき行動について公約を行いました。

我が国では、平均寿命の延びや少子化などにより、高齢化が急速に進行しています。本市における令和 5 年 7 月現在の 65 歳以上の人口は、総人口の 31.3% であり、世界保健機構（WHO）や国連が「超高齢社会」として定義する高齢化率 21% を超えており、3 人に 1 人が高齢者となる日が目前に迫ってきています。

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきり、認知症などにより介護を要する高齢者の割合は、今後更に増えていくものと予測されます。

高齢者が人権を侵害される問題として虐待があり、介護や支援を必要とする高齢者が虐待を受けやすく、それは、身体的なものだけでなく、心理的・経済的・性的虐待やネグレクト（世話の放棄）なども含まれます。

これらは、高齢者の介護を行う家庭内だけでなく、老人ホームや介護施設などの社会福祉施設内でも発生します。特に、家庭内での虐待は、介護疲れの肉親が精神的に追い詰められて行うというケースが多く、被害者が認知症患者や寝たきりなどの場合は会話自体もままならないため、虐待が表面化しにくいという特徴があります。こうした問題を防ぐためには、介護を行う人を孤立させないようにしたり、周囲が早めに気づき相談窓口につないだりすることが重要です。

また、高齢者を年齢で差別し、働く意欲のある元気な高齢者が雇用・就業の機会を失うことがないように、社会への参加を進めていく必要があります。

さまざまな経験や実績を積み重ねている高齢者の経験を生かし、社会の重要な一員として活躍し、生き生きとした暮らしを実現するため、積極的な啓発活動を推進していくとともに、高齢者の学習機会や、世代間交流の機会の充実を図るなどの施策が必要です。

(2) 施策の方向

- ① 「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に基づき、※地域包括支援センター、在宅介護支援センターを中心とした、高齢者虐待についての相談体制の充実に努めます。
- ② 高齢者の持っている能力を積極的に地域社会に活かしていけるよう高齢

者自身の生きがいと健康づくりを基礎として、地域の福祉や就業活動への積極的な参加を支援します。

- ③ 高齢であっても、心身ともに健康に過ごせるよう、生活の自立支援や介護予防のための施策を進め介護の仕方や身の回りのこと、各種福祉サービス、認知症など判断能力が十分でない高齢者への権利擁護に関する相談体制の充実を図ります。
- ④ 在宅福祉を基本として、必要な介護サービス基盤の整備を進めるとともに、介護サービスの充実と強化を図り、高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができ、また、家族介護者への支援が図られるような環境づくりを推進します。
- ⑤ 高齢者の生活に適した住宅、道路、公園、日常生活の安全管理対策を進めます。
- ⑥ 地域の支え合いによる見守り体制の充実を図ります。また、高齢者の生活を支援する地域の担い手を育成します。
- ⑦ *地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、関係機関・関係団体と連携し、地域住民やボランティアなどの参加を得て、地域共生社会の実現に向けて取り組めます。

4 障がいのある人



(1) 現状と課題

国連は、昭和 56 年（1981 年）を「国際障害者年」と定めるとともに、翌年の総会で昭和 58 年（1983 年）から平成 4 年（1992 年）までの 10 年間を「国連・障害者の 10 年」宣言としました。

日本においても、平成 5 年（1993 年）「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改め、*ノーマライゼーションの考え方を導入し、すべての障がい者は、「個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とともに「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」と規定しました。また、この改正にあわせ、「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、平成 14 年（2002 年）には「第 2 次障害者基本計画」が策定されました。

その後、平成 23 年（2011 年）に「障害者基本法」が改正されたほか、「障害者虐待防止法」が成立し、翌年には「障害者総合支援法」が成立、更に翌年、「障害者差別解消法」の成立と「障害者雇用促進法」の改正が行われ、一通りの障害者制度の充実がなされたことにより、平成 25 年（2013 年）には、それら障害者制度の充実を踏まえ、「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国

際的協調」を基本原則とした「第3次障害者基本計画」（平成25年度～平成29年度）が策定されました。

栃木県においても、「完全参加と平等」の理念のもと、平成5年（1993年）に「障害者福祉に関する新長期行動計画（とちぎ障害者福祉プラン）」の策定をはじめ、平成15年（2003年）には「障害者の自立と社会参加」を基本目標とする「栃木県障害者計画（とちぎ障害者プラン21）」を、そして平成26年（2014年）には、前計画の基本目標である「障害者の自立と社会参加」を継承した「とちぎ障害者プラン21」（2015～2020）を、令和3年（2021年）に基本目標を継承し、重点取り組みとして「情報アクセシビリティ（情報の利用のしやすさ）の向上」や「文化芸術、スポーツをはじめとした学びと実践の機会の充実」を掲げた「とちぎ障害者プラン21（2021～2023）」を策定しました。

本市においても、平成8年度（1996年度）の「かぬま市民保健福祉基本計画」による施策の展開をはじめ、「鹿沼市地域福祉計画」や「かぬま障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」など策定し、法律や制度の上での障がい者雇用や社会生活の利便性を目指した取り組みを進めています。

また、平成24年10月には、障害者虐待防止法の施行に伴い、鹿沼市障害者虐待防止センターの設置を行いました。

しかしながら、障がいについての十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。特に精神障がいのある人については、誤解や偏見がなお根強く、今後も施策の一層の推進が必要となっています。

「障がい」＝「個性」という考え方があります。これは障がいを特別視しないで前向きに受け止めようというものと、他方では個性自体はつかみどころのない言葉としてとらえる方もいるようです。単に個性と言っても、その人の考えやその場面によって意味合いが変わるなど、様々なご意見があります。しかし、一番大切なことは、障がいがあることで「何に困っているのか」という視点です。

障がいのある人を含むすべての人々にとって、住みやすい社会づくりを進めていくため、社会全体で障がいのある人について十分に理解し、必要な支援や合理的配慮をしていくことが重要です。

2020年には東京パラリンピック競技大会、2022年には、障がいのある人の社会参加の推進や、障がいのある人に対する理解を深めることを目的とした第22回全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）が開催され、障がい者への理解が進むきっかけとなりましたが、障がいのある人の人権や、「心のバリアフリー」についての理解をさらに深めるため、人権教育を含む様々な啓発活動の推進が急務であると言えます。

(2) 施策の方向

- ① 学校教育活動全体を通じて、障がいのある人に対する正しい認識と理解、社会的な支援や介助・福祉の問題について理解を深めさせる教育の充実に努めます。
- ② 障がいのある児童生徒が、自らの良さや可能性などを生かし、持っている力を十分に発揮できるよう障がいに応じた適切な指導を推進します。
また、障がいの有無に関わらず、共に育ち学ぶ教育が受けられる環境整備を進めることで、*インクルーシブ教育システムの充実に努めます。
- ③ 市民が、障がい及び障がいのある人に対しての正しい認識と理解を深めるよう社会教育関係機関・団体等における福祉・人権教育の充実に努めると共に、障がいのある人が学習講座などに参加できるように環境を整えます。
- ④ 教職員等が障がい及び障がいのある人に対する正しい認識と理解を深めるため、各種研修の充実に努めます。
- ⑤ 障がいのある人とない人が共に理解しながら生活できるよう、学校における交流教育や地域交流・ボランティア活動を促進します。
- ⑥ 障がいのある人の自立と社会参加を促進し、リハビリテーションの理念とノーマライゼーションの理念を実現するための啓発・広報活動を推進します。
- ⑦ 障がいのある人の生活の向上を目指し、スポーツ・文化・芸術活動等への参加機会を確保し、障がいのある人の社会参加を支援するとともに自立意識を高めるよう努めます。
- ⑧ 障がいのある人が安心して自立し社会参加ができるよう、障害者差別解消に基づき社会的障壁の解消を念頭に置いた施設のバリアフリー化を促進するため、市民、企業等への啓発に努めます。
- ⑨ 障がいのある人の就業を通じた社会参加、及び経済的自立を促進するため、職業相談の充実と事業主への啓発を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無によって分け隔てられないように、雇用と就労機会の拡大に努めます。
- ⑩ 社会福祉協議会との連携により、権利擁護事業の普及を図ると共に、関係機関との連携により、様々な相談体制の充実に努めます。

5 部落差別（同和問題）



（１）現状と課題

部落差別（同和問題）とは、昭和40年（1965年）に同和対策審議会において、「日本社会の歴史的発展において形成された身分的階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題である」とその本質が述べられ、わが国固有の人権問題であると言われていました。

この答申をもとに、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が、その後「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」と三度にわたる特別措置法が制定されました。

本市においても、実態的差別を無くすための生活環境改善事業への取り組みや同和地区児童生徒の学力の向上、また、市民の差別意識解消のための教育や啓発活動に取り組んできました。

平成28年（2016年）12月16日、「今もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定める必要がある。」として、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

しかし、令和5年に本市が実施した「人権擁護に関する市民意識調査」では76.4%が「部落差別の解消の推進に関する法律」を知らないと回答しています。また、根本的な問題として心理的差別は依然として存在し、結婚を妨げられたり、就職で不当な扱いを受けたり、インターネットを使った悪質な差別情報の流布や「*えせ同和行為」などの重大な人権問題が存在しています。

（２）施策の方向

- ① 部落差別（同和問題）をはじめ様々な人権問題に悩む児童生徒を早く察知し的確な指導体制をつくと共に、児童生徒が一人ひとりを大切に、差別や偏見のない人間関係の育成を目指した教育の実践と、基本的人権の尊重を基盤とした教職員の研修や研究体制の充実に努めます。

- ② 生涯にわたって人権に関する学習機会を提供するとともに、人々の相互理解と地域社会への参加促進のため、社会教育施設等での交流事業の充実に努めます。
- ③ 保育園、幼稚園、認定こども園においては、乳幼児一人ひとりの発達過程に応じた保育、教育内容の充実及び、保育士等の人権意識の向上を図るため、人権教育や研修の充実に努めます。
- 更には、関係機関や保護者との連携を図り、人権啓発に努めます。
- ④ 市民一人ひとりが部落差別の不当性を正しく理解し、自らが差別や偏見を解消していく主体であると認識するよう、市民各層を対象にした講演会や研修会の開催、広報紙や啓発資料の配布等を通して人権意識の高揚に努めます。
- ⑤ 基本的人権の尊重の立場に立って、人権擁護機関等と連携し広く市民に啓発活動を展開すると共に、人権相談関連事業の推進に努めます。
- また、人権教育・啓発推進県民運動強調月間及び人権週間を重点に、人権尊重思想の普及を図ります。
- ⑥ 部落差別（同和問題）解決を阻害する「えせ同和行為」については、問題の解決を口実に不法・不当な行為や要求を行うもので、これまで部落差別（同和問題）解決のための活動の印象を損ね、妨害する悪質な行為であるとして、関係行政機関、企業、団体等と連携し排除に努めます。
- ⑦ 国の「地域改善対策協議会」意見具申において示された今後の^{*}隣保館の果たすべき役割などに基づき、これまでの成果を踏まえながら、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、更なる人権啓発に努めます。
- ⑧ 企業における人権啓発を進めるため、関係機関等の協力のもと、研修会の開催支援や人権啓発パンフレットを作成・配布し、企業内での啓発や研修活動を支援します。
- ⑨ 就労の機会均等や雇用の安定のため、隣保館での就労相談活動を推進すると共に、関係機関と連携を図り、就労相談の充実に努めます。
- ⑩ 市民意識調査を実施し、今までの人権教育、人権啓発事業による成果を把握します。
- ⑪ 同和対策団体との連携により人権啓発事業を実施することにより、より高い啓発効果が得られるよう努めます。

6 外国人



(1) 現状と課題

国連は、あらゆる形態の人種差別の撤廃や人種間の理解を促進することを目的とした「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）について、1965年の第20回国連総会において採択し、1969年に発効となりました。日本ではこの条約に、平成7年（1995年）に加入し、146番目の締約国となりました。

日本においては、昭和22年（1947年）の「外国人登録令」をはじめ、「出入国管理令」や「外国人登録法」の制定など、次々と外国人に関する法制を確立されてきましたが、昭和54年（1979年）の「国際人権規約」の批准を契機に外国人法制のあり方にも見直しが迫られ、人権意識の高まりにより外国人差別問題への取組みが盛り上がりを見せ、平成7年（1995年）に、前述の「人種差別撤廃条約」に批准しました。

日本に暮らす外国人や外国からの入国者数は、新型コロナウイルス感染症対策とした入国制限等の影響から一時減少したものの、近年は再び増加傾向に転じており、在留外国人総数は、令和4年（2022年）6月現在において296万1,969人、鹿沼市においては令和4年（2022年）3月現在、1,482人となっています。また日本に入国する外国人は、令和5年（2023年）6月に月間で200万人を突破するまでに回復しており、日常生活の中で外国人と接することは日常的となっています。

昨今の国際化の進展は目覚ましく、相互交流も頻繁にあることから、外国人に対する偏見は解消傾向にありますが、ことばや文化、生活習慣、価値観の違いや思い込みなどにより、就労差別や孤立化などの問題が発生しています。本市では、平成23年（2011年）に「かめま多文化共生プラン」を策定し、外国人も日本人も互いの文化的違いを認め合い、すべての人が住みよいまちづくりを推進しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めていることから、平成28年（2016年）6月3日にヘイトスピーチ解消法が施行されました。

ヘイトスピーチは、人々に不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷付けてしまうほか、差別意識を生じさせかねないものであります。

これからますます国際化していく中で、外国籍市民が安心して暮らせる地域づくりを推進し、お互いに理解を深め尊重しあいながらともに生きていくことが重要になっています。

(2) 施策の方向

- ① 外国の文化や習慣に対する理解を深め、お互いの文化的違いを認め合う多文化共生推進のため、各種講座や事業を開催します。
また、小学校から段階的に国際理解教育を推進するため、外国人とのふれあいの機会の確保に努め、異文化を尊重する態度、外国語によるコミュニケーション能力等を育成するための教育の充実を図ります。
- ② 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、国際化時代にふさわしい人権感覚を養うため啓発活動を推進します。
また、「人種差別撤廃条約」の趣旨を市民が正しく理解できるよう、条約の普及・啓発に努めるとともに、外国人に対する嫌がらせや差別事象がなくなるよう啓発活動を推進します。
- ③ 市民と外国人との交流を促進し、国際性豊かな人を育成するため、鹿沼市国際交流協会との連携を図り交流事業の支援に努めるとともにボランティア通訳やボランティアホストファミリーの養成等に努めます。
- ④ 外国籍市民向けの市政情報などの提供をはじめ、様々な問題を抱え悩んでいる外国籍市民に対する相談、支援体制の充実を図ります。
また、外国籍市民にとって、日本語能力の取得は非常に重用であるため、国際交流協会との連携により、日本語教室の充実にも努めます。
- ⑤ 外国籍市民に日本の芸術文化に対する理解を深めてもらうための学習機会を提供します。
- ⑥ 外国人労働者に対する不法な就労や不当な取り扱いがなされないよう、事業主等に対する啓発活動を推進します。
- ⑦ 多様な価値観を持つ外国人の意見を施策に反映させるため、外国籍市民からの意見を聞く機会を充実します。

7 感染者・患者等



(1) 現状と課題

これまで、H I V感染者、エイズ感染者、ハンセン病患者や元患者またその家族に対する差別が社会問題となり、差別解消のための取組を進めてきました。

しかし、新たに新型コロナウイルス感染症に起因する差別が発生した際にも不当な差別がありました。人々の感染症に対する不安や恐れが差別へとつながる構造は、これまでのエイズ患者やH I V感染者、ハンセン病患者や元患者またその家族に向けられた差別と共通するものです。

H I V感染症はウイルスによる免疫機能障害を特徴とする疾患で、このウイ

ルスにより引き起こされる疾患をエイズと呼んでいます。

エイズは昭和 56 年（1981 年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状態にあります。

世界保健機構（WHO）は昭和 63 年（1988 年）にエイズのまん延防止と患者、感染者に対する差別や偏見の解消を図るため、12 月 1 日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動を行ってきました。

わが国においては、エイズ予防に必要な施策を講じるため、平成元年（1989 年）に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行され、平成 11 年（1999 年）には感染症患者等の人権に配慮した施策の推進を基本理念のひとつとした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を施行、同法の規定により「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を作成し、総合的な対策が進められています。

しかし、このような対策にかかわらず、エイズ患者や HIV 感染者に対する正しい知識や理解の不足から医療、雇用、アパート入居拒否、公衆浴場への入場拒否などの社会の様々な場面で人権問題が発生しています。

また、ハンセン病もらい菌による「感染症」ですが、感染しただけでは発病の可能性は極めて低く、発病した場合でも完治が可能になりました。また、遺伝病でないことも判明しており、ハンセン病患者を隔離する必要はありません。

しかし、当時の間違った政策により、平成 8 年（1996 年）にらい予防法が廃止されるまでの間、患者は隔離され、患者や家族の人権は著しく侵害され続けました。「ハンセン病による隔離規定は違憲である。」と熊本地方裁判所による判決が下ったのは、それから 5 年後の平成 13 年（2001 年）の事です。

国はハンセン病患者や元患者の名誉回復及び福祉の増進を図るため「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」を制定しました。療養所で生活している方々の多くは、既に治癒しているにもかかわらず、今も残る社会の偏見や差別、自身の高齢化、家族との関係断絶などの理由で社会復帰が困難な状況にあります。

翻って、啓発に関する国内における動きとして、厚生労働省では、エイズ患者及び HIV 感染者に対する偏見・差別の解消及びエイズ蔓延防止のため、12 月 1 日の「世界エイズデー」に向けてのキャンペーンイベントとして、平成 29 年（2017 年）11 月 30 日、東京都港区において、「RED RIBBON LIVE 2017」を実施し、専門家や著名人によるトークライブイベントが開催されました。また、平成 29 年（2017 年）8 月 26 日には、沖縄県那覇市において、厚生労働省等と連携し中学生等をパネリストとした、「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』」が開催され、平成 30 年（2018 年）2 月 3 日には、東京都渋谷区において、法務省と連携し、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を目的とした「第 17 回ハンセン病問題に関するシンポジウム」も開催されて

います。

そして、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症は、変異を繰り返しながら全国的に感染が拡大。感染拡大の初期には、未知の感染症に対する不安や恐れなどから、感染者だけでなく医療従事者やその家族、施設に対する誹謗中傷などの差別が各地で問題となりました。

様々な感染症等に関する正しい情報の周知啓発によって、理解不足による偏見、差別を解消し、感染症患者等が安心して医療を受け、一日も早く自立した生活が送れるような社会の実現が求められます。

(2) 施策の方向

- ① 小中学校においては、児童生徒に発育段階に応じた性に関する指導（感染症も含む）を推進し、正しい知識の普及に努めるとともに、教職員の人権意識の高揚を図るため研修の充実を図ります。
- ② 関係機関との連携により、エイズやハンセン病などの感染症予防や正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。
- ③ 国や関係機関との連携により、エイズやハンセン病などにより人権侵害を受けた方への相談・支援体制を整備します。
- ④ 法務省の人権擁護機関が設置する人権相談窓口などの相談窓口を案内するなど、問題の解決に必要な助言に努めます。

8 インターネット等による人権侵害



(1) 現状と課題

インターネットには掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があります。その一方、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現などの、個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われるなど他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。

インターネットでは、いったん掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまいます。また、その書き込みをインターネットから完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難な重大な損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉棄損等の罪に問われることもあります。

国では、インターネットをめぐる人権侵害事案に対し、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の施行をはじめ、「違法・有害情報相談センター」の設置や、「プロバイダ責任制限法 名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」の策定など、さまざまな対応をしています。インターネットを利用する一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解のもとで、ルールやモラルを守った利用をするよう求められています。

(2) 施策の方向

- ① 平成 14 年(2002 年)には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されており、それら法的措置の周知を図ります。
- ② 法務省の人権擁護機関が設置するインターネット人権相談窓口などの相談窓口を案内するなど、問題の解決に必要な助言に努めます。
- ③ 憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対して、警察をはじめ関係機関との連携をもって、発信者が判明する場合には同人に対し啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合にはプロバイダ等に対して当該情報の停止・削除を申し入れるなど、自主規制を促すなどの対応を図っていきます。
- ④ 利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。

9 災害に伴う人権問題



(1) 現状と課題

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらした。現在も多くの方が避難生活を余儀なくされています。また、平成 27 年(2015 年)9 月の関東・東北豪雨では、県全域に特別警報が発表され、県内各地で人的・住宅被害が発生し、15 市町の 6 万を超える世帯に避難勧告が出されて、この災害においても多くの方々が避難生活を送ることとなりました。令和元年(2019 年)10 月の令和元年東日本台風では、気象庁より「大雨特別警報」が

発表され、市内に開設された避難所には、最大時で31か所に1,275名が避難するなど、粟野地域を中心に大きな被害を受けました。

避難所においては、プライバシーの確保のほかに、高齢者や障がいのある人、妊産婦や乳幼児等、普段から特別な援助や配慮を必要とする立場にある方が、より一層厳しい状況に置かれるということが改めて認識されました。また、原子力発電所事故により被災された人々に対する偏見や差別が発生し、風評による心ない嫌がらせ等の深刻な人権問題も発生しました。

平成29年10月に国が行った「人権擁護に関する世論調査」で、現在、被災者にどのような人権問題が起きているかという質問では、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかみや虐待」を挙げた人の割合が64.1%と最も高く、以下、「学校、幼稚園等で嫌がらせやいじめを受けること」(58.9%)、「差別的な言動をされること」(40.2%)、「職場で嫌がらせやいじめを受けること」(29.6%)などの順となっています。前回の調査と比較してみると、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかみや虐待」(64.9%→61.4%)を挙げた人の割合が依然として高い水準を維持しています。

防災意識の高揚はもちろんです。避難者の人権に配慮した避難所運営の十分な検討が必要です。

(2) 施策の方向

- ① 被災者一人ひとりの人権の確保や、被災者が基本的な生活を営むことを保証されるよう、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ち返り、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など、援助や配慮を必要とする方々の視点に立ち、また、鹿沼市地域防災計画に基づき、災害に見舞われた場合を想定した啓発活動の展開に努めます。
- ② 震災において被災した児童生徒の小中学校の受け入れ状況を把握するとともに、人権が十分に尊重されるよう、職員研修の充実及び、児童生徒への適切な指導・支援に努めます。
- ③ 小中学校においては、今後も、人権教育に関する国や県からの最新の情報を積極的に取り入れ、人権教育の視点を意識した教育活動の推進に努めます。

10 性的マイノリティ（性的少数者）の人権



(1) 現状と課題

「※性的マイノリティ」とは、同性愛者や両性愛者、性の自己認識(性自認)と生物学的な性が一致しない人などを指し、性的少数者、セクシャルマイノリ

ティともいわれます。

性のあり方（セクシャリティ）は多様で、主に4つの要素で形作られています。まず、出生時の身体的特徴などにより識別された性である身体の性（からだの性）、自分の性別をどう認識しているかを表す性自認（こころの性）、主にどの性別が恋愛対象となるのかを表す性的指向（好きになる性）、最後に服装や言葉遣いなど自分を表現する性別表現（表現する性）があります。これらの組み合わせは多様であり、性はグラデーションともいわれています。

しかし現実には、まだまだ戸籍上の性別を主体とした社会制度となっており、それが性的マイノリティの人たちを苦しめている原因となっています。

同性愛者や両性愛者等の性的少数者の人々は、性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。これらの人々は、学校や職場において侮蔑的な言葉を投げかけられたり、いじめられたりするなどの差別を受けても、家族や友人に相談ができないなど様々な困難を抱えている場合があります。

このような様々な場面での偏見や差別を解消するため、学校生活での支援の実施や、職場での相手への性的思考・性自認に関する侮蔑的な言動を「※パワーハラスメント」に該当すると考えられる例として明記するなど、様々な取り組みが進んでいます。

本市においては、令和元年6月に性別にとらわれることなくお互いを人生のパートナーとして、協力し支えあう同性をサポートする「鹿沼市パートナーシップ宣誓制度」をスタートし、令和4年4月には同性カップルの子どもも家族であることを証明する「鹿沼市パートナー&ファミリーシップ宣誓制度」と枠組みを広げ、多様な家族の在り方を支援しています。また令和4年9月からは、性的マイノリティの異性カップルも対象に加え、制度の拡充を行っています。

（2）施策の方向

- ① 性に関する多様性について、個々の存在を尊重し、偏見や差別を解消するための教育や啓発の推進に努めます。
- ② 宣誓制度によって利用できるサービスを機会ごとに見直し、家族として暮らしやすくなる取り組みに努めます。

11 その他の人権問題

(1) アイヌの人々



アイヌの人々は北海道を中心に先住していた民族であり、固有の文化や伝統を発展させてきましたが、江戸時代の松前藩による支配や後の明治政府による「北海道開拓」を進めるなかでの同化政策などにより、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況であり、また、人権が十分に尊重されているとは言えない状況です。

国においては、平成9年(1997年)に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定し、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動の推進のための事業を実施しています。また、平成19年(2007年)、国連総会での「先住民族の権利に関する国連宣言」を受けて、平成20年(2008年)、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で決定され、初めて公的にアイヌの人々が先住民族であることが認められました。さらに、令和元年(2019年)には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、同法ではアイヌ政策を総合的かつ継続的に推進すること等を定めています。

アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの歴史や文化、伝統及び現状についての理解と知識を深めていくことが重要です。また、アイヌの人々への偏見や差別解消のため、引き続き基本的人権の尊重の観点に立った啓発活動を推進します。

(2) 犯罪被害者等



犯罪被害者やその家族は、事件による精神的負担や経済的・時間的な負担だけでなく、マスメディアによる過剰取材や報道、プライバシーの侵害、名誉棄損、私生活の侵害など、精神的苦痛にさらされがちです。

平成17年(2005年)には犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする「犯罪被害者等基本法」が施行されました。同法に基づき、令和3年(2021年)3月には「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、関係府省庁においてこの計画に基づく施策が進められています。

本市では、令和4年(2022年)4月に「鹿沼市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者が受けた被害の軽減および回復を図るとともに、市民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図っています。

しかしながら、犯罪被害者に対する無責任な噂や中傷、マスメディアの行き過ぎた取材などによる二次的な被害に苦しんでいる人は後を絶ちません。

これらの問題解決には、社会全体で支えあうことのできる体制を構築することが必要であり、犯罪被害者等に十分な配慮ある言動が行われるよう国、県及び関係機関との連携により教育、啓発に努めると共に、相談、支援体制の充実を図ります。

(3) 刑を終えて出所した人



刑を終えて出所した人については、社会復帰の意欲があっても、偏見や差別のため、身元の引き受けが難しいことや就労・住居の確保などに関する問題があり、社会復帰が極めて困難な状態にあります。刑を終えた人が社会の一員として円滑な生活を営むことが出来るようにするためには、本人の強い更生意欲とともに家族の支援、職場や地域の人々の理解と協力が欠かせません。法務省では、刑を終えて出所した人等を雇用してくれる協力雇用主を募集し、加えて、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う雇用主に対して奨励金を支払うなど、再犯防止のための積極的な取り組みを行っています。また、平成 29 年（2017 年）12 月 15 日、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき再犯防止計画が閣議決定されています。また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じています。人権相談等で、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることのないよう、関係機関等との連携を図りつつ、偏見や差別意識解消のための教育、啓発を推進します。

(4) ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題



ホームレス問題は、深刻な景気低迷など複雑な社会情勢が底流にあり、ホームレスになることを余儀なくされている人々がいます。それにもかかわらず外見などで判断され、嫌がらせや暴行の対象になるなど人権侵害が発生しています。これらの対策にあたっては国レベルの課題として根本的な対策が急がれているとともに、地域に暮らす方々の理解と協力が必要です。

平成 29 年（2017 年）、第 193 回国会において、時限立法である「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が 2027 年 8 月 6 日まで延長されることが決まりました。厚生労働省では、この法律に基づき策定された、「ホーム

レスの自立の支援等に関する基本方針」をもって、引き続き、雇用、保健医療、福祉等の各分野にわたった施策を総合的に推進するとしています。

生活困窮者については、病気で働けない、引きこもりである、負債を抱えているなどの複合的な課題を抱え、社会とのつながりが薄れ、自ら行政サービス等に出向くことができないことも見受けられることがあります。

このような方々を地域の方々のサポートや訪問支援などにより相談窓口につなげ、その方の状態に応じた支援を行うことにより、経済的な支援のみならず、日常生活や社会生活における自立についても取り組んでいきます。

様々な状況で人権が脅かされていることを認識し、人権問題についての正しい理解を深め、共に生きる立場から一人ひとりの人権が尊重されるよう、教育、啓発に努めます。

(5) 働く人の人権



働く人の人権については、職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどの各種ハラスメント、正規雇用・非正規雇用といった任用形態の違いによる格差、性別・年齢・障がいの有無・国籍等による差別的な待遇等、不当な労働の押し付けや長時間労働など、人権が十分に保障されない状況にあります。

国においては、平成 29 年(2017 年)1 月に「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正施行され、事業主には、職場におけるセクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについての防止義務が義務付けられるとともに、令和元年(2019 年)5 月には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等が改正され、パワーハラスメントについても防止義務が事業主に義務付けられたほか、労働者が事業主にハラスメントの相談をしたこと等を理由とする事業主よる不利益扱いが禁止されるなど、ハラスメント対策が強化されました。

さらに、時間外労働の上限規制・年次有給休暇の取得義務化・雇用形態による不合理な待遇差の禁止などが盛り込まれた「働き方改革関連法」が成立し、平成 31 年(2019 年)から順次施行されています。

今後は、働き方改革により、労働者一人一人のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が求められています。

働く人の人権に配慮した職場環境づくりの啓発推進に努めます。

第3章 人権教育・人権啓発の推進

1 多様な機会の提供

市民が人権を直感的に捉える感性を磨き、日常生活や社会活動を通して人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を育成する必要があります。

このような観点から、就学前、学校、家庭、地域社会、職場といったそれぞれの場において人権尊重のための施策を展開します。

また、人権教育及び人権啓発は市民一人ひとりの心のあり方に関する問題であることから、市民の自主性を尊重し、より効果が上がるよう配慮します。

(1) 就学前

① 現状と課題

乳幼児期は、健全な心身の発達を図る上で重要な時期です。保育園、幼稚園、認定こども園等においては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、子どもが他の子どもとの関わりや地域の人々との交流の中で、他の人の存在に気付き相手を尊重する気持ちや人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育むとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うように努めています。

今後も子どもたち一人ひとりの発達過程と個人差に配慮し、家庭や地域との連携を図りながら、保育、教育を行っていく必要があります。

② 施策の基本方向

保育園、幼稚園、認定こども園等においては、乳幼児一人ひとりの発達過程に応じて豊かな感性を育て、人権を大切にすることを育む保育、教育の推進に努めます。

(2) 学校等

① 現状と課題

学校においては、すべての教育活動を通して、不安や悩みを乗り越え、勇気をもって生きていくことができる児童生徒を育成するために、自らを「かけがいのない存在である」と気づかせる教育が必要であるため、児童生徒一人ひとりを深く見つめ、人権にかかわる様々な不安や悩みを持つ児童生

徒に積極的にかかわり、ともに話し合える信頼関係づくりに努めていく必要があります。

また、教職員は自ら果たすべき役割の重要性を再認識するとともに、人権についての認識を更に深める必要があります。

② 施策の基本方向

ア これまでの学校における人権教育の成果を踏まえ、学校におけるあらゆる教育活動を通じて、児童生徒一人ひとりを大切にするとともに、自らを「かけがえのない存在である」と気づかせる教育の推進に努めます。

イ 道徳教育を中心に、生命や人権を尊重する心や他人を思いやる心などの、豊かな人間性を育成する教育の推進に努めます。

ウ 学校における人権教育を推進するために、これまでに構築された体制を充実させ、研究指定校等での先導的、実践的な研究、各種資料の作成等により、人権に関する指導内容や方法の改善に努めます。

エ 学校教育や家庭教育、地域社会とのかかわりによって人権を尊重する態度が育まれるという認識のもと、学校と家庭、地域社会の連携により人権教育を推進します。

(3) 家庭

① 現状と課題

家庭は、家族のふれあいを通して、人権尊重、生命の尊さなどを学び、子どもの人格形成に大きな役割を果たすべき場であるにもかかわらず、子どもへの虐待、子から親への暴力などが問題になっています。

また、高齢社会の進展に伴い、寝たきりや認知症などの介護や支援を必要とする高齢者も増加し、これらの家族の負担も非常に重く、その結果家庭での高齢者に対する虐待や介護放棄などの問題が発生しています。

更には、家庭内での夫から妻への暴力など女性の人権侵害も問題になっています。

こうした状況から一人ひとりの人権を大切にす家庭教育に関する学習の機会や情報の提供が重要となり、家庭と綿密な連携のもと、相談体制の充実や人権教育・啓発の推進を図る必要があります。

② 施策の基本方向

ア 一人ひとりの人権を大切にす家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、家庭や住みよい社会づくりに関する情報の提供に努めます。

イ 家庭での養育力や教育力の向上を図るため、家庭教育をはじめとする子育て支援事業を推進します。

ウ 家族がお互いの人権を尊重しながら、従来からの固定的役割分担意識に

とられることなく、互いに協力し支えあって生活できるよう人権意識の啓発に努めます。

エ 家庭内での子ども、高齢者、障がいのある人等に対する虐待や女性への暴力に関する相談・支援体制の充実を図ります。

(4) 地域社会

① 現状と課題

市民一人ひとりが豊かで充実した生活をするためには、地域社会の中で人権が尊重され、人権意識が根付いていなければなりません。そのためには、人権について学習できる機会の充実を図ることが必要です。これまで、人権問題に関する講座の開設や講演会、交流会の開催などを行ってまいりました。

今後も、日常生活において、態度や行動に現れるような人権意識が身につくように、学習内容や方法を創意工夫していくことが求められています。そのため、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する多様な学習機会を提供し、市民の主体的な学習を促していくとともに、情報の提供などを図る必要があります。

② 施策の基本方向

ア 市民一人ひとりが生涯にわたって人権に関する多様な学習が受けられるよう、学習機会の充実に努めます。

イ 地域の実情や学習者のニーズを把握しながら、身近な課題や参加型学習を取り上げるなど、学習意欲を高めるような学習内容及び方法の工夫改善に努めます。

ウ 地域社会において、効果的な人権教育・啓発活動を推進していくために指導者の養成に努めます。

エ 人権問題を正しく認識するための情報提供を行うとともに、視聴覚教材及び各種資料の整備、活用を図ります。

オ 学校及び家庭との連携に努め、人権教育・啓発の推進を図ります。

(5) 企業・職場

① 現状と課題

少子高齢化の進展、女性や障がいのある人の社会参加などが進む中で、企業や団体などにおいて、女性や高齢者、障がいのある人がより働きやすい職場環境の構築が求められています。

そのような状況の中で採用などにおいて性別や年齢などにより差別を受

けない、人権に配慮した体制づくりが重要になってきます。

また、企業は経済活動を通して地域社会に大きな影響を与えることから、人権の尊重を含め、環境や国際化などに配慮することが企業の社会的責任として求められています。

すべての人がその能力を十分に発揮できる職場づくりの推進を図るため、企業等に対する人権教育・啓発に努めていく必要があります。

② 施策の基本方向

ア 企業の経営者、人事担当者などが人権問題について正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神を身につけるように関係機関等との協力のもと啓発事業・研修会等の開催を支援します。

イ すべての人がその能力を十分に発揮できる職場づくりの推進を図るため、公正な採用選考など企業に対する人権教育・啓発に努めます。

ウ 企業等に対し職場内研修教材としてパンフレット等の配布などを行い、人権教育・啓発の支援に努めます。また、研修実施推進のため講師紹介等の支援に努めます。

エ 就労の機会均等や雇用の安定を図るため、また、職場における労働問題の解消のために関係機関との連携を密にし、労働相談に関する支援体制の充実に努めます。

2 特定職業従事者に対する人権教育・人権啓発の推進

特に人権に深く関係する職業従事者について、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・人権啓発を重点的に推進することとします。

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者である公務員として、憲法の保障する基本的人権の尊重を、それぞれの業務を通して実現することが求められています。

人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

鹿沼市においては、新規採用職員や中堅の職員に対して、人権に対する正しい認識と理解を深めるため、人権に関する研修会の実施や、人権に関する研修会や講演会などに市職員を参加させるなど、職員に対する人権教育、啓

発を行っています。

今後も、より高い人権意識の醸成を目指すため、各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

また、職員一人ひとりが業務を行なう上で人権尊重の視点に配慮し、主体的な行動が取れるよう、充実した研修を行なっていきます。

(2) 教職員・社会教育関係者

学校におけるすべての教育活動の中において、児童生徒一人ひとりの人権を大切にし、子どもたちの人権意識を育てるため、その直接の担い手であるすべての教職員の人権意識の高揚を図ることが必要です。

教職員が様々な人権問題を正しく理解し、人権尊重の精神に徹して、子どもたちに対して正しく人権教育を実施できるよう、関係機関などと連携した計画的、継続的な研修の場の整備を図ります。

また、社会教育関係職員は、社会での指導者として、様々な人権問題についての理解と認識を深めるとともに、指導力や人権意識の向上を図り、人権問題の解決に資することができるよう、社会教育関係職員研修の充実に努めます。

(3) 医療・保健・福祉関係者

医師・看護師などの医療関係者や社会福祉施設職員、民生委員児童委員、ケアマネジャーなどの保健福祉関係者は、患者、障がいのある人、子どもや高齢者などの生命や生活に深く関わっていることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められています。

市関係の医療保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、民間関係機関の積極的な人権研修の取り組みを支援します。

(4) 消防職員

消防職員は消火活動、救急救命活動、水難救助活動などの職務を担い、住民の生命、身体の安全や財産の保護に関わることから、各地区の消防団員を含め、人権に配慮した任務の遂行が行なえるよう研修の充実に努めます。

(5) マスメディア関係者

現代社会において新聞、テレビ等のマスメディアは日常の情報を得る手段として、私たちの生活に密接にかかわることから、人権教育・人権啓発の推進を図る上で極めて有効な手段でもありますが、一方では誤って報道された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に住民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。



第4章 相談・支援体制の充実

人権侵害を受けている人及び人権侵害を受ける恐れのある人に対する救済については、法務省の人権擁護機関や裁判制度によるほか、市においては個別課題ごとに相談窓口を設けて引き続き対応し、相談窓口相互の連携及び、関係機関との連携を強化するなどして相談・支援体制の充実を図ります。

(1) 女性に対する相談・支援体制

女性への人権侵害に関する相談機関（市各相談窓口、法務局、警察、県婦人相談所（とちぎ男女共同参画センターパルティ相談室）、民間団体のNPO法人、法テラスなど）の所在の周知を図ることや、各相談機関と連携を密にし、相談・支援体制の充実を図ります。

(2) 子どもに関する相談・支援体制

児童虐待に関する通告、相談は児童相談所または福祉事務所となっていますが、早期発見、早期対応が重要であるため、平成29年（2017年）4月から子育て世代包括支援センター「いちごっこかぬま」を設置し、妊娠届時の面接から支援の必要な妊婦さんが安心して出産・子育てに臨めるよう早期からの相談・支援の充実を図ります。また、同時期に開設された「こども総合サポートセンター」と連携し、切れ目のない支援を図ります。「こども総合サポートセンター」では、「乳幼児期から就学期、就労期」まで一貫した支援をワンストップでサポートしていくほか、学校などでのいじめの問題についても、学校はもとより、こども総合サポートセンターと※総合教育研究所の連携をもって、相談体制の充実を図ります。

また、家庭における子どもの養育などの相談を受ける家庭相談員や、ひとり親家庭の自立支援などを行う母子・父子自立支援員、若者のひきこもりなどの相談を受ける青少年相談員などについては、各種研修会へ積極的に参加させ、その資質やスキルの向上を図るとともに、要保護児童対策ネットワーク会議や子ども・若者支援地域協議会との連携により、相談・支援体制の充実を図ります。

(3) 高齢者に関する相談・支援体制

高齢者が住みなれた地域で、健康を維持し、人々と交流を持ちながら、いきいきとした生活を送れるよう、民生委員児童委員、鹿沼市福祉事務所や地域包括支援センターの相談窓口などにおける相談体制の充実を図ります。また、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題や検討事項について、鹿沼市地域ケア会議を中心に、関係団体・機関等と連携を深め、相談体制の充実を図ります。

(4) 障がいのある人に関する相談・支援体制

障がいのある人の生活にきめ細かな障害福祉サービスを提供していくために、市や障害者相談支援センターの相談窓口などにおける相談体制の充実を図ります。また、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域課題を共有し、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う鹿沼市地域自立支援協議会を中心とした関係団体・機関等と連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。

(5) 部落差別（同和問題）に関する相談・支援体制

基本的人権の尊重の立場に立って、人権擁護機関や団体との連携により部落差別（同和問題）に対する相談・支援体制を強化するとともに、複合的な問題を抱えている人に対し、各部門連携による相談、支援体制の充実を図ります。

(6) 外国人やH I V感染者等に関する相談・支援体制

外国人やH I V感染者等をはじめ、インターネットによる人権侵害を受けた方など、様々な人権侵害を受けた方に対する相談・支援体制を図るため、それぞれの関係機関との連携を図り、その充実に努め、安心して暮らせる明るい社会の実現を図ります。



第5章 計画の推進

本計画を効果的包括的に推進し、市民の人権尊重の意識の高揚を図っていくため、次の点に留意して進めていきます。

- 1 庁内に組織された「鹿沼市人権推進本部会議」並びに「鹿沼市人権推進会議」を中心に、関係各課相互に緊密な連携調整を図り、本計画の趣旨を十分踏まえ、総合的かつ効果的に人権施策の推進を図ります。

また、関係部課との連携により、実効性のあるものにするための関係施策（鹿沼市人権啓発推進総合計画実施プラン等）を毎年度策定し、それらに沿った諸事業を実施します。

- 2 国際化・情報化が急激に進み、社会構造も複雑多様化する中、新たな人権問題も発生しています。社会の動向や諸問題を見据えながら人権施策を推進していきます。

- 3 効果的な推進を図るために、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であり、対象者の理解度に応じた内容の人権教育資料を有効に活用し粘り強く実施していきます。

また、住民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、住民が身近な問題として、主体的に差別や人権について語り、学ぶことができるよう明るく、親しみの持てる啓発活動を工夫します。

- 4 計画を効果的かつ総合的に推進していくために、国、県、市、学校、社会教育施設など、人権に関わる機関との横のつながりを強化し、人権教育・人権啓発に取り組むとともに、企業、NPO等民間の人権に対する取り組みを積極的に支援していきます。

- 5 人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。

そのため、各種団体の人権研修や学習会、人権講演会等の内容、方法について創意工夫を図り、人権に関する地域のよき理解者であって、日常生活において指導的立場で助言できる身近な指導者の育成を図ります。

お互いの人権を認め合い
豊かで安心して暮らせる
明るい未来のために！！



参考資料

世界人権宣言	資料-1
日本国憲法(抜粋)	資料-6
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	資料-9
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	資料-11
栃木県人権尊重の社会づくり条例	資料-29
鹿沼市人権尊重の社会づくり条例	資料-32
鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針	資料-34
鹿沼市人権施策推進審議会条例	資料-36
鹿沼市人権推進本部要綱	資料-38
人権相談窓口	資料-41
用語解説	資料-42

世界人権宣言

1948年12月10日国際連合第3回総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる

事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又

は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉

を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権

利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に3加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日 公布

昭和22年 5月3日 施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に3加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひと

しく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 公布・施行

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

参考資料

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 公布
平成 26 年 4 月 23 日 最終改正
平成 27 年 4 月 1 日 施行

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入

ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- ③ その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- ③ その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - ① 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - ② 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - ③ 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - ④ 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - ⑤ 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年

法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被

害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- ① 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- ② 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - ① 面会を要求すること。
 - ② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - ③ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- ④ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - ⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - ⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - ⑧ その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以

下この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- ① 申立人の住所又は居所の所在地
- ② 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- ① 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- ② 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- ③ 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- ④ 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事

参考資料

実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論

若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかなる事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命

令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同1の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、

事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- ① 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - ② 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - ③ 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - ④ 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- ① 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- ② 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成16年6月2日法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10

条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同1の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年7月11日法律第113号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成26年4月23日法律第28号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- ① 〔前略〕附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- ② 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日
- ③ 〔略〕

参考資料

附 則 （令和元年 6 月 2 6 日法律第 4 6 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第 4 条 前 2 条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第 8 条 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項の通報の対象となる同条第 1 項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第 1 0 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第 1 項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和 4 年 5 月 2 5 日法律第 5 2 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 次条並びに附則第 3 条、第 5 条及び第 3 8 条の規定 公布の日

（政令への委任）

第 3 8 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和 4 年 6 月 1 7 日法律第 6 8 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等 1 部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第509条の規定 公布の日

附 則 （令和5年5月19日法律第30号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第7条の規定 公布の日

2 第21条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（政令への委任）

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和5年6月14日法律第53号） 抄

この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第32章の規定及び第388条の規定 公布の日

2 第1条中民事執行法第22条第5号の改正規定、同法第25条の改正規定、同法第26条の改正規定、同法第29条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第91条第1項第3号の改正規定、同法第141条第1項第3号の改正規定、同法第181条第1項の改正規定、同条第4項の改正規定、同法第183条の改正規定、同法第189条の改正規定及び同法第193条第1項の改正規定、第12条、第33条、第34条、第36条及び第37条の規定、第42条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第39条第2項の改正規定、第45条の規定（民法第98条第2項及び第151条第4項の改正規定を除く。）、第47条中鉄道抵当法第41条の改正規定及び同法第43条第3項の改正規定、第48条及び第4章の規定、第88条中民事訴訟費用等に関する法律第2条の改正規定、第91条の規定、第185条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第12条第3項の改正規定、第198条の規定並びに第387条の規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

栃木県人権尊重の社会づくり条例

平成 15 年栃木県条例第 2 号

人権は、人間の尊厳に由来する固有の権利である。

人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が行われることなく、すべての人々が人権を享有し、自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

また、ふるさと栃木県が、国際化、情報化、高齢化をはじめとする社会情勢の変化に的確に対応しつつ、真に調和のとれた平和で豊かな地域社会として、今後とも活力ある発展を続けていくためにも、私たち 1 人 1 人が、自己的人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、人権尊重の社会づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図るように努めなければならない。

参考資料

（県民の責務）

第3条 県民は、相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に自ら努めるとともに、県が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

（県と市町村との協力）

第4条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に関し、相互に協力するものとする。

（施策の基本方針）

第5条 知事は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権尊重の社会づくりに関する基本的方向
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項
- (3) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県人権施策推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（栃木県人権施策推進審議会）

第6条 前条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、栃木県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、人権尊重の社会づくりに関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員25人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者、県議会の議員、市町村の長及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

参考資料

- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 省略

附則

- 1 この条例は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に栃木県水防協議会、栃木県立図書館協議会、栃木県固定資産評価審議会、栃木県地方薬事審議会、栃木県職業能力開発審議会、栃木県開発審査会、栃木県立美術館評議員会、栃木県文化財保護審議会、栃木県立博物館協議会、栃木県障害者施策推進審議会、栃木県環境審議会、栃木県事業認定審議会、栃木県男女共同3画審議会、栃木県人権施策推進審議会、栃木県景観審議会、栃木県青少年健全育成審議会、栃木県文化振興審議会若しくは栃木県スポーツ推進審議会の委員、栃木県社会教育委員又は栃木県いじめ問題対策委員会、栃木県薬物指定審査会若しくは栃木県障害者差別解消推進委員会の委員に任命され、又は委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。

鹿沼市人権尊重の社会づくり条例

平成19年3月19日

条例第5号

私たちは、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとした世界人権宣言及び基本的人権の尊重と法の下での平等を定めた日本国憲法の基本理念に基づき、これまで人権が尊重される明るい社会の実現を目指し、様々な人権教育及び人権啓発に取り組んできた。

しかしながら、現実の社会には、依然として様々な人権問題が存在している。

ここに、私たちは、豊かな水と緑に恵まれ、自然と人々が共生し、歴史と伝統のあるこの鹿沼の地で、差別や偏見をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりのための施策の基本となる事項を定めることにより、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、国、県その他関係団体等と密接な連携を図りながら、人権尊重の社会づくりに関する施策を積極的に推進するものとする。

（市民及び事業者の責務）

第3条 市民及び事業者は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、自ら人権意識に対する理解を深め、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

2 市民及び事業者は、市が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第4条 市長は、人権尊重の社会づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権尊重の社会づくりに関する基本理念

(2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

(3) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ鹿沼市人権施策推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針

鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策（以下、「人権施策」という。）の基本方針は、市が各種の政策を決定し、実行していく上で準拠すべき、基本的な考えを示すものです。

1 人権尊重の社会づくりに関する基本理念

1人ひとりの人権が尊重され、誰もが幸福を追求することができる社会を実現していくためには、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、1人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、人権を相互に尊重し合うことが大切です。

そこで、本市の人権尊重の社会づくりに関する基本理念は、『鹿沼市人権尊重の社会づくり条例』の前文を踏まえ、すべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現を目指すことです。

この基本理念に基づき、市の施策の基本的な方向は、人権意識の高揚を図ることにあり、人権教育及び人権啓発さらには、人権相談・支援に関する取り組みについて積極的かつ効果的な推進を図ります。

2 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

市民1人ひとりの人権意識の高揚を図るためには、人権についての正しい理解と人権尊重の理念を深め、これを自らのものとしてできるよう、人権教育・人権啓発を積極的に推進します。

(1) 多様な機会の提供

人権教育及び人権啓発は、広く市民を対象に実施することが必要であり、家庭、地域、学校、職場その他様々な場と機会を通じて、その手法にも配慮しながら、効果的かつ継続的に実施します。

(2) 実施主体間の連携

国、県、市、学校、社会教育施設など、様々な実施主体が関わる人権教育及び人権啓発を、1層効果的かつ総合的に推進していくために、実施主体間を繋ぐ横断的なネットワークを充実するなど、連携・協力関係の強化を図ります。

(3) 自主性の尊重

人権教育及び人権啓発は、市民1人ひとりの心の在り方に関わる問題でもあることから、市民の自主性を尊重し、より効果が上がるものになるよ

う十分に配慮します。

(4) 人権に関わりの深い特定の職業に従事する方々に対する人権教育及び人権啓発

行政職員・教職員・社会教育関係者・消防職員・医療・福祉関係者など、人権に関係の深い職業に従事する方々に対しては、より1層の人権教育及び人権啓発に努めます。

3 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等に関わる人権問題は、個人の尊重と法の下での平等という普遍的な視点からも重要で、これらの人権施策はそれぞれの個別計画等を踏まえて実施します。

(1) 人権教育及び人権啓発

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等のほか様々な人々に対する偏見、差別等の人権侵害については、これらが生み出された背景や問題の現状などを正しく理解し、誤った考えを改めるための人権教育・人権啓発を推進します。

(2) 相談・支援体制の充実

人権侵害を受けている人及び人権侵害を受けるおそれのある人に対する救済については、法務省の人権擁護機関や裁判制度によるほか、市においては個別課題ごとに相談窓口や保護機関を設けて引き続き対応し、関係機関との連携を強化するなどして相談・支援体制の充実を図ります。

4 推進体制

人権が尊重される平和で豊かな鹿沼市の実現には、国及び県、市並びに市民がそれぞれの立場から、人権尊重に向けた取り組みを主体的に実施して行くことが重要で、この観点から推進体制の充実を図る必要があります。

(1) 市庁内体制

庁内に組織された「鹿沼市人権推進本部会議」並びに「鹿沼市人権推進会議」を中心に、総合的かつ効果的に人権施策の推進を図ります。

(2) 国・県等との連携

市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、国・県及び関係団体との連携強化に努め、市民や企業との連携・協働を図りながら幅広い取組を行います。

鹿沼市人権施策推進審議会条例

平成17年9月30日 条例第32号

（設置）

第1条 本市における人権尊重の社会づくりのための施策の推進について審議するため、鹿沼市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）知識経験を有する者
- （2）公募による市民
- （3）市内の関係団体から推薦を受けた者
- （4）市議会の議員

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第3号から第5号までに規定する委員が当該各号の職を失ったときは、任期中においても委員の職を失う。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

参考資料

議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(鹿沼市同和対策審議会条例の廃止)

2 鹿沼市同和対策審議会条例(平成7年鹿沼市条例第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成19年3月19日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月4日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日条例第4号)

この条例中第1条の規定は令和3年10月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

鹿沼市人権推進本部要綱

（設置）

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）及び人権教育のための国内行動計画の趣旨に基づき、本市における人権教育及び人権啓発の総合的かつ効果的な推進と人権問題の解決を図るため、鹿沼市人権推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

本市における人権尊重の社会づくりのための施策の推進について審議するため、鹿沼市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 人権教育及び人権啓発推進に関すること。
- （2） 人権問題解決のための方針及び施策に関すること。
- （3） その他前条に規定する目的の達成に関し必要な事項

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

（会議）

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要に応じ推進本部の会議に委員以外の職員の出席を求めることができる。

（鹿沼市人権推進会議）

第5条 推進本部の会議に提出する原案の作成及び推進本部の決定した施策の推進に関し必要な事項を処理させるため、推進本部に鹿沼市人権推進会議（以下「人権推進会議」という。）を置く。

- 2 人権推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は市民部長を、副委員長は人権・男女共同参画課長をもって充てる。
- 4 人権推進会議の委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 人権推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

参考資料

6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 人権推進会議は、人権推進会議の会議に付議すべき事項の調査検討及び連絡調整を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名した者をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、委員長が指名した者をもって充てる。

5 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

6 部会長は、調査等の結果を委員長に報告しなければならない。

(職員の出席等)

第7条 委員長は、必要に応じ人権推進会議及び専門部会の会議に委員以外の職員を出席させ、資料の提出又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部、人権推進会議及び専門部会の庶務は、市民部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年10月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

(鹿沼市同和対策推進本部設置要綱の廃止)

2 鹿沼市同和対策推進本部設置要綱(平成元年4月1日市長決定)は、廃止する。

(鹿沼市同和対策推進会議設置要綱の廃止)

3 鹿沼市同和対策推進会議設置要綱(昭和59年6月1日市長決定)は、廃止する。

以下の附則は省略

参考資料

別表第1（第3条関係）

部門	職
(1) 市長の事務部局	鹿沼市事務執行規則（平成5年鹿沼市規則第1号）第10条第1号に規定する部長
(2) 議会の事務部局	議会事務局長
(3) 教育委員会の事務部局	教育長及び教育次長
(4) 上下水道部	上下水道部長
(5) 消防本部	消防長

別表第2（第5条関係）

部門	職	備考
(1) 市長の事務部局	鹿沼市事務執行規則（平成5年鹿沼市規則第1号）（第10条第1号に規定する担当3事及び危機管理監並びに第10条第2号に規定する職位の階層に属する者及び隣保館長）	当該職に事務取扱いが任命されている場合は、事務取扱い者とする。
(2) 会計課	会計課長	
(3) 議会の事務部局	議事課長	
(4) 監査委員の事務部局	監査委員事務局長	
(5) 選挙管理委員会の事務部局	選挙管理委員会事務局長	
(6) 教育委員会の事務部局	鹿沼市教育委員会事務局及び機関の組織等に関する規則第10条に規定する局付3事及び第12条に規定する課長等	
(7) 農業委員会の事務部局	農業委員会事務局長	
(8) 上下水道部	企業経営課長、水道課長、下水道課長	
(9) 消防本部及び消防署	消防総務課長、予防課長、地域消防課長、通信指令課長、警防救急課長、消防署長	

鹿沼市人権啓発推進総合計画

人権相談窓口

●人権相談はこちらへ●

人権についての相談はなんでも

みんなの
人権110番  **0570-003-110**

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方方法務局につながります。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

**秘密は守ります。
相談は無料です。
ぜひご相談ください。**

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの
人権110番  **0120-007-110**

子どもの人権についての専用相談電話です。
いじめや体罰などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
(全国共通・通話料無料)

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権
ホットライン  **0570-070-810**

女性の人権についての専用相談電話です。セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受け付けています



SOS-eメール

インターネット人権相談

検索

<http://www.jinken.go.jp/>



●鹿沼市役所でも相談を受け付けています。

日常生活の中で「これは人権問題では？」と思うことはありませんか。
人権擁護委員が相談に応じます。

人権何でも相談

開設日 毎月第2木曜日
開設時間 午前10時～午後3時
場所 鹿沼市役所2階⑨番窓口
問い合わせ 鹿沼市市民部人権・男女共同参画課
☎0289(63)8351

用語解説（50音順）

い

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者とない者が共に学ぶことを追求すると共に、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み。

え

HIV感染者

HIV（ヒト免疫不全ウイルス Human Immuno-deficiency Virus）感染者は、HIVの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群 AIDS : Acquired Immuno-deficiency Syndrome）を発症していない状態のこと。

エイズは、HIVに感染することで生体の免疫機能が破壊され、感染症等の様々な病気を発症する状態です。HIV感染による免疫力の低下はゆっくりと進行し、エイズの発症までには10年以上かかると言われている。近年、様々な治療薬が開発され、早期発見及び適切な服薬により、エイズ発症を予防することが可能となっている。

SDGs（エスディージーズ）

Sustainable Development Goals の略。2030年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標。17の目標から構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っている

えせ同和行為

「同和問題は怖い問題であり、避けた方が良い」という誤った意識に乘じ、同和問題の解決を口実に企業や団体、行政機関等に不当な利益や義務のないことを要求する行為のこと。えせ同和行為の横行は、企業や団体、行政機関等における被害のみならず、同和問題の解決を目指して真摯に取り組んできた人々などに対するイメージを著しく損ね、これまで積み重ねてきた教育と啓発の効果を1挙に覆し、心理的な差別解消を阻害する大きな原因となっている。

こ

こども総合サポートセンター

発達に支援が必要な子どもをはじめ、育児放棄や経済不安、引きこもり、虐

待、不登校など、こどもに関する「家庭・ひとり親・青少年・教育」の相談業務を集約することで、「乳幼児期から就学期、就労期まで」一貫した支援をワンストップで提供し、切れ目なく、トータルでサポートするために、平成29年4月1日 鹿沼市民情報センターの4階に設置された機関である。

(令和5年4月より「こども・家庭サポートセンター」に名称変更)

子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約」の通称。平成元年(1989年)11月の第44回国連総会で採択され、平成2年(1990年)9月2日に発効された条約。前文及び54条からなり、18歳未満のすべての者を対象とし、生きる権利(第6条)、名前と国籍を持つ権利(第7条)、親と同居しその保護を受ける権利(第9条)、自己の見解をまとめうる子どもの意見表明の権利(第12条)などで構成されており、日本は平成6年(1994年)4月に批准している。

高齢化に関する国際行動計画

高齢化に関する最初の国際協定で、高齢化に関する考え方と、政策およびプログラムの策定の指針となるもので、1982年ウィーンで開かれた「高齢化に関する世界会議」で採択され、同年中に国連総会によって支持された計画である。この計画のねらいは、高齢化に効果的な対処を行い、高齢者の開発面での潜在能力と扶養ニーズに取り組む政府と市民社会の能力を強化することで、計画には「研究」「データ収集・分析」「訓練・教育」および「62の行動勧告」が含まれる。

し

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目的として平成28年4月1日に施行

新型コロナウイルス

「新型コロナウイルス(SARS-CoV2)」はコロナウイルスのひとつ。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれる。(厚生労働省ホームページより抜粋)

人権教育のための国連10年

平成6年(1994年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが

重要であるという国際的な共通意識の下に、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間で「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められていた。これを受けて、国においては、平成9年（1995年）7月には、国内行動計画が策定された。

人権という普遍的文化の構築

人権についてお互いに理解し、尊重し合うことを、暮らしの中で1つの文化（人権文化）として創造していくこと。

せ

性的指向

人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、性愛の対象が同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、性愛の対象が男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指す。

性的マイノリティ

同性愛者や両性愛者、性の自己認識（性自認）と生物学的な性が一致しない人などを指し、性的少数者、セクシャルマイノリティともいう。

性同一性障害

生物学的な性別（からだの性）と、心理的性別（心の性）との間に食い違いが生じ、それによって社会生活に支障をきたす場合のことを言う。

性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律が、平成16年（2004年）7月に施行され、性同一性障害の人は、「年齢が20歳以上であること」、「結婚していないこと」、「子どもがいないこと」、「生殖腺がないか、生殖機能が不能な状態であること」、「外性器が、移行する性別に近似した外観を持つこと」というすべての要件を満たし、家庭裁判所の市審判を通れば、戸籍上の性を変えられるようになった。

世界人権宣言

昭和23年（1948年）12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めている。法的な拘束力は持たないが、この宣言により人権を守る動きは大きく前進し、その後の各国の憲法や人権条約に強い影響力を与えている。

なお、採択された12月10日は、「世界人権デー」とされ、我が国では、「世

「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から12月10日まで）を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

セクシュアルハラスメント（セクハラ）

性的いやがらせのこと。雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられている。

そ

総合教育研究所

教育を総合的に推進するため、時代の要請に応じた様々な教育課題について調査研究を行うとともに、市民や教育関係職員のための研修や教育相談（発達障害、不登校、引きこもり等の学校生活全般及び、子育てに関する悩みなど）、教育情報の提供等に積極的に取り組み、教育の発展と充実を図る機関。

た

男女共同3画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に3画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会のこと。

ち

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを、一体的に提供するケア体制の事である。「地域包括ケアシステム」という用語は、平成17年（2005年）の介護保険法改正で初めて使われ、平成23年（2011年）の同法改正では、条文に「自治体が地域包括ケアシステム推進の義務を担う」と明記され、システムの構築が義務化された。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、平成17年（2005年）の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を置き、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。法律上は市町

村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。本市では平成 30 年（2018 年）4 月時点で、7 か所の地域包括支援センターを設置している。

ど

ドメスティック・バイオレンス（DV：Domestic Violence）

配偶者やパートナーなど、親しい間柄にある者又はあった者からの暴力を指し、被害者の人権を著しく侵害する行為のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力（セックスの強要など）等、心身に有害な影響を及ぼす言動も含んだ意味で使われており、被害者の多くは女性である。DV防止法（法律名：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）については、平成 13 年（2001 年）4 月に成立した。

の

ノーマライゼーション

デンマークの社会省担当官であったニルス・エリク・バンク-ミケルセンが提唱した、「社会で日々を過ごす一人の人間として、障害者の生活状態が障害のない人の生活状態と同じであることは、障害者の権利である。障害者は、可能な限り同じ条件のもとに置かれるべきであり、そのような状況を実現するための生活条件の改善が必要である。」という考え方。

厚生労働省では、「障害者の自立と社会参加を目指して」と題する説明の中で、「障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図っている」としている。

障害者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけること、更に障害のある人もない人も共に生きる社会が本来の社会であり、そのような社会づくりをめざしていこう、という考え方のこと。

は

ハンセン病

ハンセン病は、ノルウェーの医師ハンセンが明治 6 年（1873 年）に発見した「らい菌」によって起こる慢性の感染症。感染し発症すると、皮膚の表面にこぶや斑紋などが生じ知覚が鈍るなどの症状を呈する、皮膚と末梢神経の病気。

ただし、らい菌はとても感染力が弱いため、乳幼児などの免疫力が弱い人が濃厚に接触する以外にほとんど感染することはなく、また、発病することはまれで、遺伝することはない。抗生物質を内服することで確実に治療することができ、早期発見し治療をすれば後遺症も全く残らない。複数の抗生物質を併用する多剤併用療法を行えば、数日間で「らい菌」は感染力を失う。

パワーハラスメント

①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること ②業務の適正な範囲を超えて行われること ③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害することで、①～③の要素をすべて満たすもの（厚生労働省資料より抜粋）

ふ

部落差別解消推進法

正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」といい、現在もなおインターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚・交際の場面における差別などが存在している部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題であることから、部落差別のない社会を実現することを目的として平成 28 年 12 月 16 日に施行

へ

ヘイトスピーチ解消法

正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」といい、特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動の解消に向けた取組を推進することを目的として平成 28 年 6 月 3 日に施行

ま

マタニティハラスメント

妊娠、出産、子育てなど理由として嫌がらせや不利益な扱いを受けること

や

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

り

隣保館

社会福祉施設の一つ。「隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発

の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとする」と「隣保館設置運営要綱」に規定されており、現在は、同和事業の一環として設置されているのが主である。社会福祉法の第2種社会福祉事業の一つに隣保事業が位置付けられており、「無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活改善及び向上を図るための各種事業」と規定されている。

わ

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を目指すこと。（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章より抜粋）

第2次鹿沼市人権啓発推進総合計画

見直し版

発行年月 令和6年3月

発行 鹿沼市

編集 鹿沼市市民部人権・男女共同参画課
〒322-8601

栃木県鹿沼市今宮町 1688 番地 1

☎0289-63-8351